

石川県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則

(福祉サービス)

第1条 この細則に規定する「福祉サービス」とは、社会福祉法に規定する社会福祉事業として提供されるすべての事業（但し、社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業、同法同条第13号に規定される連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業は除く。）及び介護保険法で規定される居宅サービス及び施設サービスとして提供されるすべてのサービスをいう。

(評価決定委員会)

第2条 石川県福祉サービス第三者評価機関認証要領（以下「要領」という。）第2条第2号に規定する評価決定委員会の委員の構成は、現に福祉サービスを運営し、若しくは福祉サービスに勤務している者、又は福祉サービス事業者により構成される団体の役職員である者が過半数を占めないこと。

2 評価決定委員会の開催には過半数以上の委員の出席を必要とする。

(所属)

第3条 要領第2条第3号に規定する「所属」とは、常勤、非常勤、登録など雇用形態は問わないが、評価機関がその評価調査者が関わる業務について責任を持ち、評価機関から当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を付与されていることをいう。

(評価調査者の資格等)

第4条 要領第2条第3号に規定する要件は次のとおりとする。

(1) 組織運営管理業務を3年以上経験している者

ア 社会福祉施設長、副施設長、事務長

イ 法人経営者、役員

ウ 10人以上の組織を管理・統括する者

(2) 要領第2条第3号のアに規定する同等の能力を有していると認められる者

公認会計士、中小企業診断士、税理士、弁護士

(3) 福祉、医療、保健分野の有資格者

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、栄養士

(4) 学識経験者

大学、短期大学、専門学校で、福祉、医療、保健分野に関する教育、研究を行う者

(5) 要領第2条第3号のイに規定する同等の能力を有していると認められる者

ア 認知症高齢者グループホームの外部評価等福祉サービス評価の経験を有する者

イ 福祉、医療、保健分野において5年以上、実務経験又は指導業務、監査業務、相談業務若しくは調査研究業務の経験を有する者

- 2 評価調査者の有効期限は、評価調査者養成研修の修了日から起算して3年後の日が属する月の末日までとする。評価調査者継続研修を修了した場合は、その修了日から起算して3年後の日が属する月の末日まで有効期限を延長する。
- 3 第三者評価機関は、自らが直接経営する事業所、並びに評価調査者は自ら直接関係する事業所の評価を行わないこととする。
- 4 要領第2条第4号に規定する「これに相当する研修」とは、次の研修をいう。
 - (1) 全国社会福祉協議会が実施する次の研修
 - ア 評価調査者指導者研修
 - イ 評価調査者養成研修
 - ウ 社会的養護関係施設評価調査者養成研修（継続研修を含む）
 - (2) 石川県以外の都道府県推進組織が指定する者が実施する評価調査者養成研修（継続研修を含む）
- 5 前項に規定する研修を修了した評価調査者の有効期限は、第2項の規定に関わらず、研修修了証発行者の指定する有効期限までとし、有効期限の指定がない場合又は修了日から起算して3年後の日が属する月の末日以降の日が指定されている場合は、第2項の規定を準用するものとする。ただし、前項第1号ア及びイに規定する研修については、有効期限を無期限として取り扱うものとする。

(公開)

第5条 要綱第2条第7号に規定する「公開」とは評価機関の主たる事務所の所在地に書類を備え置き、誰もが閲覧できる状態にすることをいい、かつ、ホームページやパンフレット等を作成し、利用者や事業者にわかりやすく公開することに努めることをいう。

(認証申請書)

第6条 要領第3条第1項の規定により認証申請を行う者は、法人名、所在地、代表者名等を記載した認証申請書（以下「申請書」という。）（様式1）に、次に掲げる書類を添え、県に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 法人登記事項証明書
- (3) 法人の事業計画書及び事業概要がわかる書類
- (4) 予算書及び決算書
- (5) 役員名簿（様式2）
- (6) 評価調査者名簿（様式3）
- (7) 評価決定委員会委員名簿（様式4）
- (8) 第三者評価の事業内容に関する規程
- (9) 第三者評価の手法に関する規程
- (10) 守秘義務に関する規程
- (11) 倫理規程
- (12) 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び担当者
- (13) 料金表
- (14) 評価実績（評価実績がない場合は提出不要）

(変更及び廃止の届出)

第7条 要領第4条の規定による変更及び廃止の届出は、次の書類による。

(1) 認証内容変更届出書(様式5)

(2) 評価機関廃止届出書(様式6)

(認証の辞退)

第8条 要領第6条の規定による認証辞退の届出は、「認証辞退届出書」(様式7)による。

(事業報告)

第9条 要領第8条第1項に定める実績報告は、「評価事業実績報告書」(様式8)による。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、認証の実施に当たり必要な事項がある場合別に定める。

附 則 この要領は、平成17年11月22日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和4年1月15日から施行する。